

宍粟市幼保一元化推進計画の計画期間延長について（新旧対照表）

項	改正のポイント	改正前	改正後
1. 実施期間	計画期間の延長	幼保一元化を推進する期間は、平成 21 年度から平成 30 年度の 10 ヶ年を目標として、全市・全中学校区での幼保一元化を目指します。	幼保一元化を推進する期間は、平成 21 年度から令和 7 年度を目標として、全市・全中学校区での幼保一元化を目指します。
2. 実施区域及び園区	園区の廃止 ※保護者の就労等に配慮して、こども園の園区を廃止します。	<p>幼保一元化を実施する区域については、<u>通園距離・時間等を考慮し、現行の中学校区を単位とします。</u></p> <p><u>また、原則、幼児教育を行う幼稚園と保育に欠ける子どもを保育する保育所（園）、さらに、子育て支援機能を併せ持った幼保一元化施設（以下「(仮)こども園」という。）の園区については、(仮)こども園の属する中学校区を園区とします。（中学校区に複数のこども園を設置する場合は、その園が包括する区域を園区とする。）</u></p> <p><u>ただし、保護者等の就労等の理由により、園区内の(仮)こども園に入園（所）させることが出来ない場合はこの限りでない。</u></p>	幼保一元化によるこども園を整備する区域は、 <u>通園距離や保護者の送迎等を考慮し検討します。</u>
5. こども園の対象児及び保育時間	幼児教育活動の対象年齢を「4、	1) 幼児教育活動 全 4、5 歳児を対象に、 <u>幼稚園教育要領に基</u>	1) 幼児教育活動 全 3 歳から 5 歳児を対象に、 <u>教育標準時間</u>

	<p>5歳児」から「3歳から5歳児」に改めます。</p> <p>1日の保育時間を、子ども・子育て支援法の規定に基づき11時間保育を標準保育時間として改めます。</p>	<p><u>づく4時間を標準として、この4時間に給食時間・降園準備時間を加えた、8時～13時を基本として実施します。(土日、祝日、長期休暇等は除く)</u></p> <p>2) 保育活動</p> <p>0歳～5歳児を対象とし、<u>保育所保育指針に基づく時間を標準として8時～18時までとし、年間を通し実施することを基本とします。(日、祝日、年末年始は除く)</u></p> <p>また、保護者ニーズやその地域の実情等に合わせ、延長保育や一時保育などの特別保育事業の取り組みについては、施設毎に検討します。</p>	<p><u>(4時間)を標準として、この4時間に給食時間・降園準備時間を加えた、8時～13時を基本として実施します。(土日、祝日、長期休暇等は除く)</u></p> <p>2) 保育活動</p> <p>0歳～5歳児を対象とし、<u>7時30分～18時30分の11時間保育を標準保育時間として、年間を通し実施することを基本とします。(日、祝日、年末年始は除く)</u></p> <p>また、保護者ニーズやその地域の実情等に合わせ、延長保育や一時保育などの特別保育事業の取り組みについては、施設毎に検討します。</p>
6. 利用料等	<p>幼児教育の無償化実施を受けて、3歳から5歳児の給食費の一部助成と0歳から2歳児の保育料負担の軽減を図ります。</p>	<p><u>(仮) こども園は幼稚園機能と保育所機能を兼ね備えたものであるが、現行の幼稚園・保育所とは異なった園になります。幼稚園保育料(一定額負担)と保育所保育料(所得に応じた負担)の基本的な考え方に差異のある保育料を基本に(仮) こども園の利用料設定をすると、幼児教育活動に係る利用料と8時から18時までの利用料(以下「長時間利用料」という。)との間にサービスの量的負担割合の不均一が生じることとなります。</u></p> <p><u>目指す(仮) こども園の利用料は、公正・公</u></p>	<p><u>安心して子どもを産み育てられる環境づくりとして、幼児教育・保育の無償化と合わせて、3歳から5歳児の給食費及び0歳から2歳児の保育料の負担軽減を図ります。</u></p>

		<p><u>平性の観点から所得に応じた負担を基本とし、幼児教育活動に係る利用料は、長時間利用料の半額若しくは長時間保育に係る時間数に対する幼児教育活動の時間数の割合などにより設定することが基本であると考えます。</u></p> <p><u>しかしながら、全中学校区に（仮）こども園が整備される期間中は、幼稚園施設、保育所施設、幼保一元化施設が混在することとなるため、同種の幼児教育内容をそれぞれの施設が提供していることとなり、サービスに対する負担の公平性を考慮すると、幼保一元化を推進する中であって当面は、幼児教育活動に係る利用料は、国が示す幼稚園保育料を基本に給食費、教材費等を加味した額とし、（仮）こども園の基本的な利用料設定については、実績や社会情勢等を検証する中で検討していくものとします。</u></p>	
--	--	---	--

<p>II 幼保一元化の目標</p>	<p>園区の廃止に伴い、中学校区を単位とした幼保一元化の目標を改め、少子化による子どもの減少に考慮して、保護者ニーズに合わせた施設の整備に取り組みます。</p>	<p>各中学校区における幼保一元化の目標</p> <table border="1" data-bbox="768 293 1352 895"> <thead> <tr> <th>中学校区</th> <th>No.</th> <th>こども園</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">山崎西</td> <td>1</td> <td>A 園</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>B 園</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>みのりこども園</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">山崎南</td> <td>4</td> <td>C 園</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>(仮称)くりのみこども園</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>戸原こども園</td> </tr> <tr> <td>山崎東</td> <td>7</td> <td>D 園</td> </tr> <tr> <td>一宮南</td> <td>8</td> <td>はりま一宮こども園</td> </tr> <tr> <td>一宮北</td> <td>9</td> <td>一宮北こども園</td> </tr> <tr> <td>波 賀</td> <td>10</td> <td>E 園</td> </tr> <tr> <td>千 種</td> <td>11</td> <td>ちくさ杉の子こども園</td> </tr> </tbody> </table>	中学校区	No.	こども園	山崎西	1	A 園	2	B 園	3	みのりこども園	山崎南	4	C 園	5	(仮称)くりのみこども園	6	戸原こども園	山崎東	7	D 園	一宮南	8	はりま一宮こども園	一宮北	9	一宮北こども園	波 賀	10	E 園	千 種	11	ちくさ杉の子こども園	<p>幼保一元化の目標</p> <p><u>少子化による子どもの減少を考慮して、保護者のニーズに合わせたこども園の整備に取り組みます。</u></p> <p><u>〈こども園整備の考え方〉</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1. 子どもの育ちに必要な、集団の確保を図ります。</u> <u>2. 保護者の就労や送迎等のニーズに合わせて地域性に考慮しながら、こども園の整備を図ります。</u> <u>3. 年度ごとに、将来の教育・保育ニーズを勘案して、こども園の整備目標に見直しが必要ないか点検を行います。</u>
中学校区	No.	こども園																																	
山崎西	1	A 園																																	
	2	B 園																																	
	3	みのりこども園																																	
山崎南	4	C 園																																	
	5	(仮称)くりのみこども園																																	
	6	戸原こども園																																	
山崎東	7	D 園																																	
一宮南	8	はりま一宮こども園																																	
一宮北	9	一宮北こども園																																	
波 賀	10	E 園																																	
千 種	11	ちくさ杉の子こども園																																	
<p>計画全体</p>	<p>用語の整理</p>	<p>(仮) こども園</p> <table border="1" data-bbox="768 1102 1352 1345"> <tbody> <tr> <td>4、5歳児</td> <td>3歳～5歳児</td> </tr> <tr> <td>0歳～3歳児</td> <td>0歳～2歳児</td> </tr> <tr> <td>保育に欠ける</td> <td>保育を必要とする</td> </tr> <tr> <td>「幼稚園教育要領」及び「保育所保育指針」に基づく幼児教育・保育</td> <td>「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づく幼児教育・保育</td> </tr> </tbody> </table>	4、5歳児	3歳～5歳児	0歳～3歳児	0歳～2歳児	保育に欠ける	保育を必要とする	「幼稚園教育要領」及び「保育所保育指針」に基づく幼児教育・保育	「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づく幼児教育・保育	<p>こども園</p> <p>※本計画で「こども園」とは、「幼保連携型認定こども園」を基本とします。</p>																								
4、5歳児	3歳～5歳児																																		
0歳～3歳児	0歳～2歳児																																		
保育に欠ける	保育を必要とする																																		
「幼稚園教育要領」及び「保育所保育指針」に基づく幼児教育・保育	「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づく幼児教育・保育																																		

(様式第1号)

意見書			
件名*必須	宍粟市幼保一元化推進計画の計画期間延長について		
氏名 (団体の場合は、 名称及び代表者名) *必須			
電話番号*必須		FAX番号	
住所 (又は所在地)*必須			
意見者の区分 (いずれかに○)*必須	ア. 市内に住所を有する者 イ. 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ウ. 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 エ. 市内に存する学校に在学する者 オ. パブリックコメントに付する事案に利害関係を有する者		
意見の提出日	令和2年 月 日	枚数	枚(本紙を含む)
政策等に対する意見			
◆お寄せいただいたご意見に対する個別回答はいたしませんのでご了承ください。 ◆記載していただいた個人情報は、提出された意見の内容を確認する場合に利用します。 また、個人情報は宍粟市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。 ◆ご意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。			
意見書の提出期限 令和2年2月19日(水)			
提出先			
部署名	教育部こども未来課		
電話番号	0790-63-3114	FAX番号	0790-62-0065
住所	〒671-2593 宍粟市山崎町中広瀬133番地6		
メールアドレス	kodomoikusei-kk@city.shiso.lg.jp		